ひたちなか市の消費生活

~令和6年度のあゆみ~



ひたちなか市消費生活センター

目 次

Ι		ひたちなか市の概要	• • • •	1
	1	位置・地勢	••••	2
	2	2 人口・世帯	••••	2
		(1) 人口・世帯	• • • •	2
		(2) 人口・世帯の推移	• • • •	2
П		事務機構	• • • •	3
	1	. 組織機構 ······	• • • •	4
	2	2 事務分掌	••••	4
	3			
Ш		事業の概要		
	1	11.104.4.214		
		(1)相談状況の推移		
		①相談受付件数と継続対応回数の推移		
		②相談方法の推移		_
		③相談者年代別の推移		
		④契約当事者年代別の推移		
		⑤販売方法別相談件数の推移		
		⑥内容別分類件数の推移		_
		⑦商品・役務等別分類件数の推移(大分類)		
		⑧多重債務相談件数の推移		
		(2) 令和5年度の相談状況		
		①年代別受理状況(相談者)		
		②年代別受理状況(契約当事者)		
		③主な商品・役務別相談(全体)		
		④主な商品・役務別相談(当事者年代別)		
		⑤相談の処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		⑥救済金額		
	2			
		(1) 家庭用品品質表示法	• 1	5
		(2) 消費生活用製品安全法	• 1	5
		(3) 電気用品安全法	• 1	5
		(4) ガス事業法		
		(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 …		
		(6) 計量法	• 1	6

	①商品量目16
	②特定計量器16
3	消費者啓発·未然防止事業 ····································
	(1) 消費者月間事業
	①消費者月間講演会17
	②啓発パネル展
	(2) くらしの講座18
	(3) ふれあい講座
	(4) 中学生・高校生向け消費生活講演会
	(5) 小学生向け消費生活体験講座23
	(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺防止
	キャンペーン …24
	(7) 消費生活展+ハーモニー展
	①イベント内容 2 4
	②開催状況の推移25
	(8) 資料等による啓発27
	(9) 市報等による啓発27
	(10) 自動通話録音装置貸出事業27
4	消費生活啓発推進員の活動
	(1)消費生活啓発推進員の概要
	(2) 令和6年度の主な活動内容28

I ひたちなか市の概要

1 位置・地勢

ひたちなか市は、東京都心から約110kmの距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13km、南北約11kmで101.02平方kmの面積を有しています。西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13kmの海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海抜7m前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海抜約30m前後の平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺には畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。

2 人口・世帯

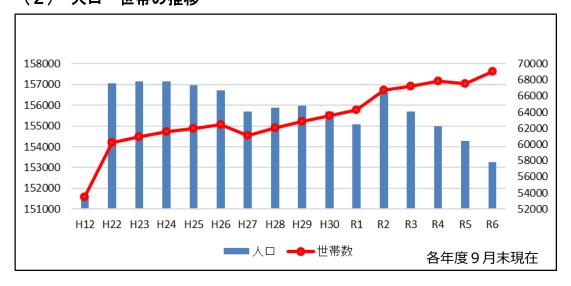
本市の人口は、平成6年のひたちなか市発足以降微増で推移してきましたが、ここ数年は減少傾向となっています。世帯数は微増で推移しています。

(1) 人口・世帯

人	П	153,	272人
	男	77,	596人
	女	75,	676人
世春	节 数	69,	0 6 8 世帯

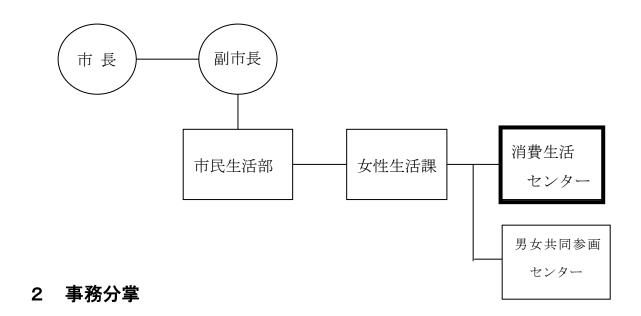
(令和6年9月末日現在,常住人口・世帯)

(2) 人口・世帯の推移



Ⅱ 事 務 機 構

1 組織機構



[消費生活センター]

- 1 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 2 消費生活に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- 3 消費者啓発に関すること。
- 4 消費生活関係機関との連絡調整及び消費者団体への支援に関すること。
- 5 消費者保護を目的とする立入検査等に関すること。
- 6 その他消費生活に関すること。

3 消費者行政の沿革

- 昭和42年 9月 県民室に消費生活係設置
 - 43年 5月 「消費者保護基本法」施行
 - 44年11月 県婦人会館内に県消費生活センター設置
 - 45年10月 国民生活センター発足
 - 48年12月 石油ショックによるモノ不足,物価高騰 県消費生活対策室を設置
 - 49年 4月 消費生活担当部局設置(勝田市) 経済部商工課消費生活係(勝田公民館2階) 県消費生活対策室を消費生活課に変更
 - 51年 2月 茨城県消費者保護条例を施行(昭和50年12月26日制定)
 - 53年 5月 第1回消費者の日(5月30日)
 - 6月 「訪問販売等に関する法律」公布
 - 61年 4月 割賦販売法が知事に事務委任される
 - 63年11月 訪問販売法の一部が知事に事務委任される
- 平成 3年 4月 機構改革により環境生活部市民生活課消費生活係となる
 - 11月 ゴルフ場の会員募集に関する指導要綱を制定(茨城県)
 - 5年11月 「ゴルフ場等に関わる会員契約の適正化に関する法律」の施行に 伴い事務の一部が知事に委任される
 - 6年11月 ひたちなか市誕生 第1回みんなの消費生活展開催
 - 7年 3月 自動販売機により供給される物資の表示に関する基準を改正
 - 4月 機構改革により市民生活部市民生活課消費生活係となる 消費生活係の事務室が勝田公民館から第2分庁舎に移る 食品衛生法JAS法に基づく食品の日付表示についての規制が, 製造年月日表示から期限表示に変更
 - 7月 製造物責任法 (PL法) 施行
 - 8年 4月 石油の輸入が自由化される
 - 5月 訪問販売に関する法律が改正され電話勧誘販売等が含まれる
 - 11年 4月 訪問販売法及び割賦販売法の一部改正公布
 - 12年 4月 ひたちなか市消費生活センター設置
 - 13年 4月 「消費者契約法」施行
 - 6月 「特定商取引に関する法律」施行 (「訪問販売法」を一部改定及 び名称変更)
 - 12月 「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する 法律」施行
 - 15年 4月 機構改革により市民生活部市民活動課消費生活センターとなる

- 平成15年 5月 「食品安全基本法」公布
 - 16年 6月 「消費者保護基本法」を改正し「消費者基本法」公布
 - 11月 「特定商取引法の一部改正」施行
 - 17年 4月 「個人情報保護法」施行 「消費者基本計画」閣議決定
 - 7月 「金融先物取引法改正」施行
 - 18年 2月 「預金者保護法」施行
 - 4月 「茨城県消費者保護条例」を改正し「茨城県消費生活条例」施行
 - 6月 「消費者契約法の一部改正」公布(消費者団体訴訟制度) 「食品衛生法の一部改正」施行(食品中の残留する農薬等の基準 に係るポジティブリスト制度)
 - 12月 「貸金業規制法等」を改正し「貸金業法」公布 「消費生活用製品安全法改正」公布
 - 19年 5月 「消費生活用製品安全法」施行
 - 6月 消費者団体訴訟制度実施
 - 9月 「金融商品取引法」(「証券取引法」の名称改正) 施行
 - 12月 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い 等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)成立
 - 20年 4月 機構改革により市民生活部女性生活課消費生活センターとなる
 - 6月 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」 公布
 - 21年 4月 長期使用製品安全点検制度施行
 - 6月 「消費者庁設置関連三法」公布
 - 9月 「消費者庁」「消費者委員会」発足
 - 12月 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」 施行
 - 22年 6月 「改正貸金業法」完全施行
 - 23年 8月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布
 - 2 4年 4月 「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全 法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律」の一部事務が市の事務へ
 - 8月 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」公布
 - 12月 「消費者教育の推進に関する法律」施行
 - 25年 4月 「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に より「計量法」の一部事務が市の事務へ
 - 26年 6月 「消費者安全法」の一部改正公布により消費生活センターの組織 及び運営等について条例制定を促進

- 平成27年 9月 「持続可能な開発目標 (SDG2)」が国連の持続可能な開発サミットで採択
 - 28年 3月 「ひたちなか市消費生活センターの組織及び運営等に関する条 例・施行規則」制定(4月施行)
 - 30年 6月 民法の一部を改正する法律(成年年齢18歳に引き下げ等)公布
 - 30年11月 自動通話録音装置の貸出を開始
- 令和 元年 6月 「消費者契約法の一部を改正する法律」を施行
 - 2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令(1回目)
 - 3年 6月 「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引 に関する法律等の一部を改正する法律」公布
 - 4年 4月 成人年齢が18歳に引き下げ
 - 5年 1月 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律施行
 - 5年 6月 消費者契約法の一部を改正する法律 施行
 - 5年 9月 企業防衛対策協議会ひたちなか地区推進協議会より, 簡易録音装置「録音チュー」を800 個寄贈
 - 5年10月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の 特例に関する法律の一部を改正する法律 施行

Ⅲ 事 業 の 概 要

1 相談事業の概要

(1) 相談状況の推移

令和6年度の年間相談受付件数は953件で前年度と比較し3.7%減少しました。 相談に係る契約当事者を年齢別にみると,70歳以上の高齢者は32.3%と,依然と して高齢者が消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向が続いています。

販売方法別相談件数では、通信販売のトラブルが一番多く、昨年に続き、インターネット通販でのトラブル(定期購入・ニセサイト)が原因と考えられます。

相談の商品・役務等別分類件数では、「工事・建築」、「基礎化粧品」が増加しており、点検商法に関するトラブルや化粧品の定期購入に関するトラブルが増えたことが要因です。

①相談受付件数と継続対応回数の推移

(単位:件,回)

年度 相談種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
苦情	971	869	890	9 5 8	905
問合せ	1 3	3 3	4 7	3 2	4 7
要望	0	0	0	0	1
受付件数計	984	902	937	990	953
継続対応回数	9 6	253	3 1 0	3 2 2	191
対応総数	1,080	1, 155	1, 247	1, 312	1, 144

[※]継続対応回数…相談日当日では完結せず、後日対応した回数を集計したもの。

②相談方法の推移

(単位:件)

年度相談種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電話	7 5 0	680	7 0 6	7 3 1	7 0 0
来 庁	2 2 5	2 1 2	2 1 8	2 3 1	2 3 3
文 書	9	1 0	1 3	2 8	2 0
計	984	902	9 3 7	990	953

③相談者年代別の推移

(単位:件)

M(H 1 4001 40 1E 12					(1
年代	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
20歳未満	1 1	6	3	1 0	8
20歳代	5 9	6 0	5 0	6 0	4 4
30歳代	9 8	9 0	6 6	9 2	7 8
40歳代	168	1 5 2	1 4 0	106	1 0 1
50歳代	186	164	1 7 7	2 2 9	193
60歳代	1 4 7	1 3 0	1 4 4	1 5 5	1 4 1
70歳以上	264	2 2 9	2 5 6	278	3 0 8
団体・不明	5 1	7 1	101	6 0	8 0
計	984	902	937	990	953

④契約当事者年代別の推移

(単位:件)

年代	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
20歳未満	2 8	1 4	1 5	2 3	1 9
20歳代	8 3	7 2	5 7	7 4	5 6
30歳代	1 0 9	9 2	6 8	8 7	7 0
40歳代	1 4 7	1 2 9	1 2 2	9 5	8 5
50歳代	1 4 1	1 3 0	1 5 6	184	164
60歳代	1 2 9	1 2 9	1 4 8	1 5 1	1 4 3
70歳以上	3 2 5	3 0 8	3 3 8	3 5 5	3 7 8
団体・不明	2 2	2 8	3 3	2 1	3 8
計	984	902	937	990	953

⑤販売方法別相談件数の推移

(単位:件)

年度 販売方法	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪 問 販 売	1 3 6	1 3 8	1 1 9	166	1 3 4
店 舗 購 入	153	1 3 0	1 4 3	1 5 5	1 3 9
ネガティブ	1 2	7	5	9	2 7
通 信 販 売	284	2 3 2	2 9 4	266	2 3 9
電話勧誘販売	9 6	6 1	5 6	6 1	9 9
マルチ商法	9	1 0	5	5	7
訪 問 購 入	5	1 2	2 2	2 3	2 1
その他無店舗	3	4	5	4	3
不明·無関係	286	3 0 8	288	3 0 1	284
計	984	902	937	990	953

(販売方法の分類)

*訪問販売

店舗等(営業所、代理店など)以外の場所で申込み・契約するもの

*ネガティブ・オプション

消費者から申し込みがないのに、郵便や宅配便で一方的に商品を送りつけるもの

*通信販売

通信手段(郵便,電話,FAX,パソコンなど)を用いて契約するもの

*電話勧誘販売

業者が消費者に電話をかけ、電話における勧誘により郵便等で契約するもの

*マルチ商法

販売組織に誘い商品やサービスを契約させ、次々に組織への加入を増やすもの

⑥内容別分類件数の推移

(単位:件)

年度 項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
安	全	•	衛	生	4 3	3 3	3 1	4 7	2 6
品	質	•	機	能	4 6	5 4	4 6	6 1	6 0
法	規	•	基	準	7	2 6	2 6	2 0	2 9
価	格	•	料	金	153	186	2 4 9	2 3 7	2 2 2
計	量	•	量	囯	2	2	1	3	1
表	示	•	広	告	102	1 1 0	1 2 8	9 5	1 3 1
販	売		方	法	5 5 8	5 5 7	6 1 8	6 5 3	6 3 8
契	約	•	解	約	7 1 7	6 4 8	6 7 4	7 1 5	7 1 5
接	客		対	応	1 1 5	6 7	5 7	8 1	6 6
包	装	•	容	器	1	0	2	2	2
施	設	•	設	備	2	3	0	4	7
買	物		相	談	0	1	1	0	1
生	活		知	識	1	3	0	0	2
そ		の		他	0	3	1	1	5
		計			1,747	1, 693	1, 834	1, 919	1, 905

※相談内容により複数の項目に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

⑦商品・役務等別分類件数の推移(大分類)

(単位:件)

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	商品一般	1 3 0	103	1 1 2	1 4 4	1 2 8
	食 料 品	7 1	5 2	5 6	4 4	5 3
商	住 居 品	3 9	2 8	2 6	2 7	3 7
	光 熱 水 品	2 4	2 8	2 1	1 9	2 6
	被 服 品	3 9	4 3	5 0	3 6	3 5
品	保 健 衛 生 品	6 5	3 6	6 7	5 9	7 5
нн	教 養 娯 楽 品	6 6	7 2	7 7	9 1	6 5
	車両・乗り物	2 1	3 0	2 8	3 4	1 8
	土地・建物・設備	2 6	3 3	3 0	3 2	2 8
	他 の 商 品	0	2	3	3	1
	小 計	481	427	470	489	466
	クリーニング	2	1	2	0	1
商	レンタル・リース・貸借	1 9	2 3	2 5	2 8	1 9
関	工事・建築・加工	3 7	3 8	4 2	7 7	6 6
商品関連役務	修 理・ 補修	1 4	4	5	1 3	1 2
務	管 理・ 保 管	0	0	0	0	0
	小計	7 2	6 6	7 4	1 1 8	9 8
	役 務 一 般	1 1	5	3	5	5
	金融・保険サービス	6 3	5 8	5 6	5 3	5 1
役	運輸・通信サービス	1 4 3	6 1	5 6	7 4	1 0 4
1文	教育サービス	5	2	1	2	1
	教養・娯楽サービス	1 3	5 3	5 8	6 5	5 1
	保健・福祉サービス	3 7	100	7 7	4 6	5 7
務	他 の 役 務	8 2	6 1	5 8	7 8	7 6
	内職・副業・ねずみ講	1	9	1 7	1 6	9
	他の行政サービス	3 4	9	2 3	1 6	1 6
	小計	3 8 9	3 5 8	3 4 9	3 5 5	3 7 0
他	の 相 談	4 2	5 1	4 4	2 8	1 9
合	計	984	902	937	990	953

⑧多重債務相談件数の推移

(単位:件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	2 3	1 8	2 7	2 1	2 2

(2) 令和6年度の相談状況

①年代別受理状況(相談者)

(単位:件)

	20歳	2 0	3 0	4 0	5 0	60	70歳	団体・	Δ <i>I</i> +
	未満	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	以上	不明	全体
男性	2	2 5	3 6	5 1	6 9	5 5	1 4 2	0	308
女 性	6	1 9	4 2	5 0	1 2 4	8 6	166	2	495
団体・不明	0	0	0	0	0	0	0	7 8	7 8
計	8	4 4	7 8	1 0 1	193	1 4 1	308	8 0	953

②年代別受理状況 (契約当事者)

(単位:件)

	20歳	2 0	3 0	4 0	5 0	6 0	70歳	団体・	^ <i>l</i> +
	未満	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	以上	不明	全体
男性	1 3	3 4	3 6	4 0	6 4	6 4	1 6 6	7	4 2 4
女 性	6	2 2	3 4	4 5	1 0 0	7 7	206	7	4 9 7
団体・不明	0	0	0	0	0	2	6	2 4	3 2
計	1 9	5 6	7 0	8 5	164	1 4 3	3 7 8	3 8	953

③主な商品・役務別相談

順位	商品•役務名	件数	事例
1	商品一般	1 2 8	「不審なメール」など商品やサービスが不明な相
2	工事・建築	6 4	屋根工事の勧誘 等
3	役務その他サービス	4 3	不用品買取等
4	基礎化粧品	3 1	基礎化粧品の定期購入 等
5	固定電話サービス	3 0	不審な電話等
6	他の健康食品	2 5	サプリメント等の定期購入 等
7	新聞	2 3	新聞の解約、勧誘
8	フリーローン・サラ金	2 2	多重債務 等
9	インターネット接続回線	2 1	インターネット回線・光回線 等
1 0	携帯電話サービス	1 9	不審な電話等
1 0	建物清掃サービス	1 9	点検商法 等

④主な商品・役務別相談(当事者年代別)

<u>金工な同品。</u>	仅伤列怕敌(3争)	日午に別り		
当事者年代		主な商品・役務	※()内は件数	
	1位	2位	3	位
20歳未満	他の教養・娯楽(7)	娯楽教養情報配信サ ービス (3)	紳士・婦人洋服	· 化粧品(2)
	1位	2位	3位	4位
20歳代	融資サービス (6)	商品一般。役務その 他(5)	自動車(4)	紳士・婦人洋服, 娯楽等情報配信サ ービス, 内職・副 業(3)
	1位	2位	3位	4位
30歳代	商品一般(8)	役務その他(7)	インターネット通 信サービス (5)	内職・副業(4)
	1位	2位	3位	4位
40歳代	商品一般, 役務そ の他(6)	化粧品, レンタル・ リース・賃借, 他の 教養・娯楽 (5)	理美容(4)	健康食品,電話 機・電話機用品, 他の教養娯楽品 等(3)
	1位	2位	3位	4位
50歳代	工事・建築・加 工,役務その他 (17)	化粧品(14)	商品一般(13)	健康食品,インタ ーネット通信サー ビス,衛生サービ ス(5)
	1位	2位	3位	4位
60歳代	化粧品 (23)	工事・建築・加工 (19)	健康食品(8)	電報・固定電話, 役務その他(7)
	1位	2位	3位	4位
70歳以上	商品一般 (65)	工事・建築・加工 (40)	役務その他 (26)	電報・固定電話 (21)

⑤相談の処理結果

処理結果	件	数
他機関紹介		20
助言(自主交渉)		696
その他情報提供		58
斡旋解決		34
斡旋不調		6
処理不能		10
処理不要		129
計		953

*処理不能…相談者又は事業者に連絡がとれなくなった等 *処理不要…相談者が相談を取り下げた,又は情報提供等

⑥救済金額

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
救済金額	66, 334, 951	23, 201, 020	28, 423, 426	83, 250, 503	69, 555, 549

2 家庭用品品質表示法等に係る立入検査結果の概要

茨城県から本市に権限が委譲されている家庭用品品質表示法,消費生活用製品安全法, 電気用品安全法,ガス事業法,液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 律及び計量法に基づく立入検査を実施しました。令和6年度における立入検査結果の概 要は次のとおりです。

(1) 家庭用品品質表示法

立入検査店舗等数	内 訳	検査品目数	検査点数	違反点数	違反内容
	繊維製品	2	3 4	0	_
	合成樹脂加工品	2	3 6	0	
7	電気機械器具	2	1 4	0	
	雑貨工業品	2	3 6	0	
	合 計	8	1 2 0	0	_

(2) 消費生活用製品安全法

	, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -							
種 別	立入検査販売事業所数	検査製品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容	長期使用製品 安全点検制度 に係る不適事 業所数		
特別特定製品	7	1	1 4	0	_			
特定製品	3	3	9	0	_			

[※]特定保守製品(石油ふろがま等)は、対象店舗にないため検査未実施。

(3) 電気用品安全法

立入検査販売 事業所数	検査電気用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
7	4	5 1	0	_

(4) ガス事業法

立入検査販売事業所数	検査ガス用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
0	0	0	0	_

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

立入検査販売事業所数	検査液化石油ガス 器具等の種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
4	2	1 7	0	_

(6)計量法

①商品量目

					ħ	食査結果			
特定商品の分類	検査 戸数	不正戸数	検査 個数	不正個数 (率%)	超過個数	正量個数	不足個数	検査 計量 器数	不正 計量 器数
食肉	2	0	8	0(0)	0	8	О		
食肉の加工品	0	0	0	0(0)	0	0	О		
魚介類	3	1	8	2(33.3)	0	4	4		
魚介類の加工品	0	0	0	0(0)	О	0	0		
海藻及びその他 の加工品	2	0	4	0(0)	0	4	0	2 4	0
野菜	2	0	6	0(0)	0	6	0		
果実	0	0	0	0(0)	0	0	0		
菓子類	0	0	0	0(0)	0	0	0		
その他の調理食品	3	0	1 0	0(0)	0	1 0	0		
合 計 (実数)	1 2	0	3 6	0(0)	0	3 2	4		

備考:不正戸数とは、検査商品のうち5%以上の不足個数があった事業所を示す。

②特定計量器

ア 燃料油メーター

立入検査事業所数	不正事業所数	検査計量器数	不正計量器数
8	1	7 4	1

イ 液化石油ガスメーター

立入検査事業所数 不正事業所数		検査計量器数	不正計量器数	
4	0	10, 251	0	

3 消費者啓発・未然防止事業

講演会、各種講座、消費生活展を開催し、市民が自主的かつ合理的に行動することができる消費者となるよう啓発し、ニセ電話詐欺等の被害を未然に防ぐために、市民への自動通話録音装置の貸出をしました。また、市報やホームページ、放送メディアを活用し情報提供を行いました。

(1)消費者月間事業

消費者保護基本法(現「消費者基本法」)が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と定め、毎年、消費者、事業者、行政が一体となり消費者問題に関する啓発・教育等の事業を行っています。

① 消費者月間講演会

日 時:令和6年5月21日(火)13:30~15:00

場 所:ワークプラザ勝田 大会議室

テーマ: 1分で5年の安心

~デジタル終活のすすめ~

講師:デジタル遺品を考える会

代表 古田 雄介

参加数:69 名





② 啓発パネル展

消費生活に関する啓発パネル展示及び消費生活団体の活動・作品紹介を行いました。

期 間: 令和6年5月13日(月)~19日(日) 場 所: ひたちなか市本庁舎1階市民ホール

(2)くらしの講座

市民を対象とした消費生活に関する講座を開催しており、令和6年度は5回実施し、合計109名が講座に参加しました。

	開催日時	テーマ・講師	参加人数	場 所 備 考
1	6月14日(金) 13:30~15:00	人生 100 年 終活でやるべき相続の準備 茨城県金融広報アドバイザー 山口 京子	28 名	ふぁみりこらぼ
2	8月9日(金) 10:00~12:30	夏休み 親子で楽しくクッキング 〜食品用ポリ袋を使ってツナパスタを作ろう〜 ひたちなか生活学校	20 名	ふぁみりこらぼ
3	9月25日(水)10:00~11:30	はじめての NISA,iDeCo 講座 一般社団法人 投資信託協会 山木戸 啓治	26 名	ふぁみりこらぼ 市男女共同参画セ ンターと合同開催
4	11月29日(金) 13:30~15:00	この広告ってウソ?本当? 誇大広告や紛らわしい広告に注意しよう! 公益社団法人 日本広告審査機構 西中 典子	16 名	ふぁみりこらぼ
5	2月16日(日) 13:00~14:00	親子でつくるマイクロプラスチックのアクセサ リー〜みんなで楽しく環境問題と賢い消費を考 えよう〜 茨城工業高等専門学校 園芸・環境部	19 名	ワークプラザ勝田



第1回 終活でやるべき相続の準備



第5回 親子でつくる マイクロプラスチックのアクセサリー

(3)ふれあい講座

本市の出前講座として,市内の自治会や市民団体の要望に応じ,消費生活に関する知識の普及や消費者被害未然防止の啓発等を行っています。

令和6年度は28回実施し、合計1,469名が講座に参加しました。

	実施日	20 回 天旭 し, 百 計 1,409 石 が 講座 に 参 内 容	対象者・人数	場所
1	5月15日 (水)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 12 名	老人福祉センター高場荘
2	5月16日 (木)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	元気サポート教室 金上 13名	金上ふれあいセンター
3	6月9日 (日)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 相談員による講話 (ニセ電話詐欺など) 消費生活センター職員4名 消費生活啓発推進員 1名	市毛北自治会 54 名	市毛コミュニ ティセンター
4	6月11日 (火)	消費生活センター紹介 相談員による講話(訪問購入,投資詐欺など) 消費生活センター職員3名	田彦オレンジカフェ 21 名	田彦コミュニ ティセンター
5	7月13日 (土)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	わすれんぼうカフェ 26 名	北勝園津田テラス
6	7月14日 (日)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	サンサングループ 40 名	ワークプラザ 勝田
7	7月22日 (月)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	高齢者サロン茶房 「ふるさと小町」 35 名	津田集会所
8	8月7日 (水)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 16 名	老人福祉センター高場荘
9	8月8日 (木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 17名	金上ふれあい センター
10	8月26日 (月)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	オレンジカフェ 27 名	ひたちなか市 社会福祉協議 会

11	9月16日 (月)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和6年度Ver.~」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	中根自治会 (敬老会) 83名	中根小学校 体育館
12	10月20日 (日)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度 Ver.~」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	勝田泉町 友愛クラブ 25 名	勝田駅前会館
13	10月22日 (火)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	湊エコライフの会 11 名	研修バス内
14	10月25日(金)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	那珂湊中学校区 地域包括支援 センター 9名	那珂湊 コミセン
15	11月13日 (水)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 17名	老人福祉センター高場荘
16	11月14日 (木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 17名	金上ふれあいセンター
17	11月15日(金)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	ひたちなか 生活学校 18 名	研修バス内
18	11月16日 (土)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 相談員による講話(屋根点検など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	七丁目自治会 30名	富士ノ上 集会所
19	11月24日 (日)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和6年度Ver.~」 消費生活センター職員2名 消費生活啓発推進員 1名	平磯自治会 50 名	平磯コミュニ ティセンター
20	11月28日(木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	那珂湊中学校区 地域包括支援 センター 22 名	平磯コミュニ ティセンター
21	12月3日 (火)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	陸上自衛隊 勝田駐屯地 800名	勝田駐屯地 グラウンド
22	12月10日 (火)	消費生活センター紹介 寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	湊第2地区 民生委員児童委員 協議会 21名	しあわせ プラザ

23	12月13日(金)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	消費生活啓発 推進員 12名	研修バス内
24	1月28日 (火)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和6年度 Ver.~」 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	家庭倫理の会 シニア学校 28 名	中根集落センター
25	2月7日(金)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和6年度 Ver.~」 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名 消費生活啓発推進員 1名	殿山町自治会 18名	しおかぜ みなと
26	2月12日 (水)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 13 名	老人福祉センター高場荘
27	2月13日 (木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 16名	金上ふれあいセンター
28	3月14日 (金)	寸劇「訪問購入にご注意~令和6年度Ver.~」 消費生活センター職員4名	ひたちなか 生活学校 18 名	ふぁみりこら ぼ



寸劇「訪問購入にご注意」



元気サポート教室での啓発

(4) 小学生・中学生・高校生向け消費生活講演会

令和4年4月から成年年齢が 18 歳になることに伴い, 高校生向けの消費生活講演会を始めました。さらに, 令和5年度には中学生向けの講演会を, 令和6年度には小学生向けの講演会を開始しました。講師として, 県消費者啓発教育講師のほか, 吉本興業所属の芸人「オスペンギン」を招き, 漫才やクイズを通じて, 楽しく学べるようになっています。

	実施日	場所・参加人数		
1	6月12日(水)	茨城工業高等専門学校	3年生200名	
2	6月27日(木)	外野小学校	6 年生 128 名	
3	9月5日 (木)	美乃浜学園	9年生63名	
4	10月11日(金)	佐和高等学校	3 年生 235 名	
5	11月19日 (火)	佐野中学校	3 年生 233 名	
6	11月26日 (火)	勝田工業高等学校	3年生231名	
7	12月5日 (木)	大島中学校	2・3年生296名	
8	12月19日 (木)	勝田中等教育学校	3年次生119名	
9	1月8日(水)	海洋高等学校	3年生82名	
10	1月15日(水)	那珂湊高等学校	3年生 123名	
11	2月18日 (火)	勝田特別支援学校 高等部	3年生 30名	
12	3月3日(月)	勝田第三中学校	3年生119名	

○講演会の様子



外野小学校



佐野中学校

(5) 小学生向け消費生活体験講座

環境に配慮した消費生活及び金融に関する内容を楽しく学び、将来の自立した消費者を育成することを目的に、市内の小学生を対象に体験講座を実施しました。 令和6年度は2回実施し、合計206名が参加しました。

	実施日	内容・講師	対象者・人数
1	8月1日 (木)	・牛乳パックを使った小物づくり・紙芝居「もったいないばあさん」,「紙ができるまで」・お買い物ゲームひたちなか生活学校女性生活課 4名	前渡小学童クラブ 140 名
2	8月23日 (金)	・紙すき体験・牛乳パックを使った小物づくり・環境クイズ湊エコライフの会女性生活課 4名	那珂湊第一小 学童クラブ 66 名

○体験講座の様子



牛乳パックを使った小物づくり



お買い物ゲーム

(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止キャンペーン

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、 茨城県が、関東甲信越地区と共同して啓発事業を実施し、高齢者の消費者被害防止を 図ります。

内 容 市内商業施設の来店者へ啓発資料 400 部を配布し、併せてニセ電話詐欺の 啓発を実施しました。

実施日 令和6年9月18日(水) 9:45~11:00 場 所 フードスクエアカスミひたちなか那珂湊店

(7)消費生活+ハーモニー展

産業交流フェア開催に伴い、総合体育館にて消費生活の啓発イベントを実施しました。令和4年度から男女共同参画団体との合同イベント「消費生活+ハーモニー展」と 名称を変え、環境に配慮した消費生活が学べる体験ブース等を用意し、会場は多くの 方で賑わいました。

① イベント内容

開 催 日:令和6年11月2日(土)~11月3日(日)

開催場所: ひたちなか市総合体育館2階

出 展 団 体:ひたちなか生活学校・湊エコライフの会・ひたちなか市の環境を良

くする会・いばらきコープ北西ブロック委員会・関東電気保安協会・ 那珂川水系水質保全協議会・生活クラブ生協・新日本婦人の会ひた

ちなか支部・市消費生活センター 計9団体





②開催状況の推移

	1人がひげせ	<u></u>			
回数	年 度	開催期間	テーマ	会場	来場者
1	6 年 度	2/18~20	あなたの暮らし 再チェック	ジャスコ勝田店	5,100人
2	7 年 度	2/17~19	知恵と工夫で ひろがる暮らし	ジャスコ勝田店	5,020 人
3	8 年 度	2/22~24	見て 知って 活かそう情報	ジャスコ勝田店	5, 100 人
4	9 年 度	11/8 • 9	出会い ふれあい 暮らしの夢発見	市総合体育館	113,000 人
5	10年度	10/24 • 25	小さな努力で豊かな未来	市総合体育館	85,000 人
6	11年度	11/13 • 14	くらし 見なおし 2000年へ	市総合体育館	120,000 人
7	12年度	11/11 • 12	情報選んで かしこい暮らし	市総合体育館	100,000 人
8	13年度	11/10 • 11	生かそう情報 豊かな未来へ	市総合体育館	60,000 人
9	14年度	10/19 • 20	あふれる情報 たしかな選択	市総合体育館	65,000 人
10	15年度	11/8 • 9	かしこい暮らしは 確かな目から	市総合体育館	60,000 人
11	16年度	11/13 • 14	みんなで学ぶ くらしの知恵	市総合体育館	70,000 人
12	17年度	11/5 • 6	考えよう!未来へ つながる暮らし方	市総合体育館	75,000 人
13	18年度	11/4 • 5	情報を選んで活かして くらし安心	市総合体育館	80,000 人
14	19年度	11/3 • 4	防ごう地球温暖化 一人 ひとりが動けば大きな輪	市総合体育館	85,000 人
15	20年度	11/8 • 9	知ろう!語ろう! 賢い消費の知恵袋	市総合体育館	85,000 人
16	2 1 年度	11/7 • 8	広めよう 深めよう エコライフ運動	市総合体育館	90,000 人
17	2 2 年度	11/6 • 7	やっていますか? 環境にやさしい消費	市総合体育館	90,000 人
18	23年度	11/5 • 6	災害にも エコにも強い生活を	市総合体育館	85,000 人
19	2 4 年度	11/3 • 4	今見直そう! 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	90,000 人
20	25年度	11/2 · 3	いっしょに学ぼうよ! 子どもも大人も	市総合体育館	70,000 人

回数	年 度	開催期間	テーマ	会場	来場者
21	26年度	11/2 · 3	いっしょに学ぼうよ! 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	27,000 人
22	27年度	10/31 • 11/1	いっしょに学ぼうよ! 先人の知恵を未来へ	市総合体育館	26,000 人
23	28年度	11/5 • 6	先人の知恵と工夫を! 未来に向けた消費生活	市総合体育館	26,000 人
24	29年度	11/4 · 5	消費者ファーストの 消費生活	市総合体育館	29,000 人
25	30年度	11/3 • 4	次の時代の消費者へ~平 成からのメッセージ~	市総合体育館	30,000 人
26	元年度	11/2 · 3	新しい時代に 賢い消費生活!	市総合体育館	31,000 人
27	2 年 度	10/31~11/15	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
28	3年度	10/30~11/14	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
29	4年度	11/5~11/6	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	26,000 人
30	5年度	11/4~11/5	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	166,000 人
31	6年度	11/2~11/3	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	91,000人

※第 27・28 回について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、消費生活展を中止し、公共施設「ふぁみりこらぼ」にて消費生活団体の活動紹介パネルを展示した。

※第 29 回以降について

令和元年度以前のイベント運営とするが、男女共同参画団体との合同イベントとして実施する。 ※来場者数:

- 1 平成9年度以降は産業交流フェアと同時開催のため産業交流フェア来場者数を計上している。
- 2 平成26年度以降の来場者数は、実来場者数を計上している。
- 3 令和5年度以降からは日本観光協会方式ガイドラインを用いて来場者数を算出しているため、 令和4年度までの来場者と大きな差が生じている。

(8) 資料等による啓発

消費者トラブルの未然防止や暮らしに役立つ情報の提供のために啓発資料を作成し, 市内公共施設をはじめ,各種講座や相談者等へ配布しました。

(9) 市報等による啓発

消費生活に関する相談事例や各種講座案内などを市報及び市ホームページに掲載し、市民への啓発・情報提供を行いました。

市報・市ホームページへの掲載内容

・消費者月間 年1回・消費者相談窓口から(消費者コラム) 年5回・くらしの講座受講者募集 随 時・消費生活相談注意喚起 随 時

(10)自動通話録音装置貸出事業

平成31年1月より自動通話録音装置貸出事業を開始しました。この装置は、電話がかかってくると自動で「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、 会話が自動録音されます」という警告が流れ、会話を録音します。

① 貸出事業の概要

貸出対象 ◎単身で住んでいる65歳以上の方

◎65歳以上の方のみの世帯

◎日中, 65歳以上の方のみの世帯

貸出費用 無料

貸出期間 2年間(R7.4.1~R9.3.31)

貸出台数 150台



自動通話録音装置

② 令和6年度の貸出実績について

令和6年度は、150台の貸出があり、全ての装置を貸出すことができました。 令和6年3月に行ったアンケートでは、利用者の91.9%が、詐欺などの被害防止に効果があったと回答しました。また、利用者の64.2%が設置後に不審な電話がなくなったと回答していることから、詐欺被害の防止に寄与しております。

【アンケートの内容 142 名中 123 名が回答 (87%)】

設問	はい	割合(%)	いいえ	割合(%)	わからない	割合(%)
装置を設置したあとに,不審な電話や	T 0	24.0	0.0	0.0		0.0
迷惑電話はなくなりましたか。	79	64. 2	33	26.8	11	8. 9
装置を設置したことで, 詐欺などの被	110				0	
害防止に効果があったと感じますか。	113	91.9	2	1.6	8	6.5

4 消費生活啓発推進員の活動

本市では、市民の消費生活に関する声を消費者行政に積極的に反映させるとともに、消費者に対して効果的な啓発を行うため、消費生活について深い理解と関心を持つ市民の中から「消費生活啓発推進員」を委嘱しています。

(1)消費生活啓発推進員の概要

○人 数 20 名以内

○任 期 2年

○職 務 ・消費生活についての情報の提供及び啓発活動

・消費生活講座等イベントの運営補助

・その他消費者保護に必要なこと

(2) 令和6年度の主な活動内容(※一部掲載)

月 日	活動内容
4月19日	委嘱状交付式・第1回消費生活見守り研修会
5 H 01 H	消費者月間講演会への参加・協力
5月21日	場所:ワークプラザ勝田 多目的ホール
7月2日	消費生活啓発推進員会議・第2回消費生活見守り研修会
7月11日	第3回消費生活見守り研修会
7月23日	茨城県消費者大会参加(ザ・ヒロサワ・シティ会館)8名参加
9月11日	消費生活啓発推進員会議・第4回消費生活見守り研修会
10月17日	消費生活啓発推進員会議・第5回消費生活見守り研修会
11月2~3日	消費生活+ハーモニー展への参加・協力
11月27~3日	場所:市総合体育館 2階アリーナ
10 日 10 日	視察研修
12月13日	場所:キューピー株式会社 五霞工場
2月28日	消費生活啓発推進員会議・第6回消費生活見守り研修会
随時	ふれあい講座への参加 (寸劇実施・運営補助)

「**ひたちなか市の消費生活**」 ~令和6年度のあゆみ~

編集・発行 ひたちなか市市民生活部女性生活課 ひたちなか市消費生活センター

> 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 TEL 029-273-0111(内線)3232,3233 FAX 029-271-0851

EX-JU jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp